

<福岡の特殊建築物定期報告は株式会社モリヤにお任せください。定期報告が必要な「建築物」と「建築設備・防火設備」は次の通りとなります（福岡市の例）>

■建築物■

	用途	規模（いずれかに該当するもの）	報告年度（平成）		
			30年度	31年度	32年度
1号	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	①当該用途（100㎡超の部分）が地階又は3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ③劇場・映画館・演芸場で、主階が1階でないもの	-	-	○
	劇場・映画館・演芸場・観覧場	④当該用途の床面積が300㎡を超えるもの			
2号	病院	①当該用途が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ③階数が3以上で、当該用途の床面積が300㎡を超えるもの	-	○	-
	診療所（患者の収容のあるものに限る）	①当該用途が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ③階数が3以上で、当該用途の床面積が300㎡を超えるもの	-	-	○
	ホテル・旅館	①当該用途（100㎡超の部分）が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ③地階又は3階以上の階に当該用途があり、当該建築物のその用途の床面積が300㎡をこえるもの	○	-	-
	高齢者・障がい者等の就寝の用に供するもの （グループホーム・老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅等）	①当該用途（100㎡超の部分）が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの	-	○	-
3号	体育館（学校以外）・博物館・美術館・図書館・ポーリング場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が2,000㎡以上のもの	○	-	-
4号	百貨店・マーケット・物品販売を営む店舗・展示場（展示場は④を除く）	①当該用途（100㎡超の部分）が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積が3,000㎡以上のもの ④地階又は3階以上の階に当該用途があり、当該建築物のその用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	-	○	-
	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店	①当該用途（100㎡超の部分）が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積が3,000㎡以上のもの	○	-	-
5号	地下街	居室の床面積が1,500㎡を超えるもの	-	-	○
6号	共同住宅	5階以上の階のいずれかの階における当該用途が100㎡を超えるもの	中央区 西区	東区 城南区 早良区	博多区 南区

■建築設備・防火設備■

対象要件	報告年度（平成）		
	30年度	31年度	32年度
上記「1」～「5」に掲げる規模の建築物に付属する建築設備、防火設備	○	○	○
病院、有床診療所、高齢者、障がい者等の就寝の用に供するもの（グループホーム・老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅等）で、上記「2」の規模未滿かつ当該用途の床面積の合計が200㎡以上ある建物に付属する防火設備			